

後業員側ハ不支シ感スルニ因リ

六、交渉事項
十二、工場主ニ對シ未拂貸金ノ即時支払ヲ希ムルセリ

七、終働者側

不支シ程迄後直々ニ急業セリ

八、経過

事業主側ニシテハ何等ノ計畫モナク放任ニシテカリシガ

十四日時故、一森山、雨ノ降リ、後業員ニ金見ニ別記ハ

如キ解決條件ヲ示シタルニ終働者側ハ

「工場経営ノ自給人本白ヨリトセウシ度ク尙未拂貸金

ハ現金ニシテ支払ハレ度キ」旨ヲ希望シ事業主側ハ「本上度

シ約トシテ金見シマレリ

乃名申(通)報候也

別記

一、八月分ノ貸金對シテハ本白ノ本月十五日迄金分トシテ再々事

一、職員職工全員ハ月額ニ割死此ノ際減額スルコト

一、勤勞時間多シ時向以上迄奉仕的ニ勤勞スルコト

附則

借付ノ減額及勤勞奉仕ノ義務等上止メ得ル人事ニシテ各員ノ

借付ノ多シ少シ又相傳フ時期ニ到達ノ際ハ直々ニ改善ノ儀ヲ定メ奉スルニ

以上ノ各項承諾ノ上ハ直以テ降ノ付金ニ對シテハ拙者有ル性自負ノ

責ニ充スルコト月迄ノ半再々借付ノ対シテハ直々月中一様式由場ニ送付ス

ル期ニ降付時氏ノ功勞ニ對シテ對シテ多ク意味ヲ以テ様式又ハ現金

等々ヨリ解決シ得ル程ヲ希ムルニシ